

大田原市告示第73号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、大田原市道の駅那須与一の郷使用料に係る徴収事務を下記のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月1日

大田原市長 相 馬 憲 一

記

- 1 委託の相手方
名 称 株式会社八百屋蔵人
代表取締役 小沼 多美子
所在地 大田原市浅香1丁目10番43号
- 2 委託した公金事務
大田原市道の駅那須与一の郷使用料に係る徴収事務
- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和7年4月1日
- 4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日
令和7年4月1日